

産地活性化総合対策事業実施要領の制定について

〔 22 生産第 10890 号
平成 23 年 4 月 1 日
生産局長通知 〕

改正 平成23年 9 月 1 日 23生産第4304号

改正 平成24年 4 月 6 日 23生産第6155号

改正 平成25年 5 月 16 日 25生産第169号

最終改正 平成26年 4 月 1 日 25生産第3436号

産地活性化総合対策事業については、先に産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、産地活性化総合対策事業実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本事業の実施につき、適切な指導をお願いする。

なお、このことに併せ、産地収益力向上支援事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9809号生産局長通知）、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要領（平成17年4月1日付け16生産第8266号生産局長通知）及び大豆価格形成安定化事業実施要領（平成22年4月1日付け21生産第9282号生産局長通知）は廃止することとしたので御了知願いたい。

産地活性化総合対策事業実施要領

I 新品種・新技術活用型産地育成支援事業

第1 趣旨

産地活性化総合対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22生産第10888号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表1の新品種・新技術活用型産地育成支援事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業は、日本再興戦略に基づき、品目別に策定した「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」（平成25年12月11日公表。以下「品目別方針」という。）を具体化し、「強み」のある産地形成を図るため、実需者をはじめとした関係者のコーディネート、品種・技術等の特性・有用性の分析評価等の取組を支援する「産地ブランド発掘事業」、実需者、生産者、行政等が一体となったコンソーシアムが行う新品種等の生産技術の確立・普及、知財活用にいたる産地化の取組を総合的に支援する「地域コンソーシアム支援事業」、新品種等の種苗を早期に供給するための体制づくりに向けた取組を支援する「種苗供給円滑化事業」及びICT活用による産地の技術力向上等の実証、産地指導者層やコーディネーター人材の育成、マーケットインに対応した園芸、畜産産地育成など多様な取組を支援する「新品種・新技術活用環境整備事業」から構成される。

また、「農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）」において、成果目標の達成のために「地域コンソーシアム支援事業」又は「種苗供給円滑化事業」と一体的に実施する必要がある農業機械等のリース導入を支援する。

各事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 産地ブランド発掘事業
（Ⅰ）に定めるところとする。
- 2 地域コンソーシアム支援事業
（Ⅱ）に定めるところとする。
- 3 種苗供給円滑化事業
（Ⅲ）に定めるところとする。
- 4 新品種・新技術活用環境整備事業
（Ⅳ）－1から（Ⅳ）－7までに定めるところとする。
- 5 農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）
（Ⅴ）に定めるところとする。

第3 地域コンソーシアム

- 1 要綱別表1のⅡ、Ⅲ又はⅤの事業の実施に当たっては、地域コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の形成を前提とし、コンソーシアムは次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。
このうち、都道府県又は市町村、生産者及び実需者は必須の構成員とする。
 - (2) コンソーシアムの構成員の中から法人格を有する中核機関が選定されていること。
 - (3) コンソーシアム又は中核機関が、補助金交付に係る全ての手続等を担うこと。
 - (4) 意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。
 - (5) コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
 - (7) 第4に定める新品種・新技術活用産地育成プログラム（以下「プログラム」という。）を策定していること。
- 2 コンソーシアムは、必要に応じてオブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

第4 新品種・新技術活用産地育成プログラム

1 新品種・新技術活用産地育成プログラムの策定

コンソーシアムは、要綱第5の1の（1）に基づき、品目別方針の内容に沿ったプログラムを別紙様式第1号により策定するものとする。

また、プログラムには、コンソーシアムの構成員と役割分担、対象品目、導入する新品種・新技術等の概要、成果目標、事業費、事業実施期間その他別紙様式第1号に掲げる項目を記載するものとする。

なお、プログラムの策定においては、水田フル活用ビジョン（経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）第2の2に規定する水田フル活用ビジョンをいう。）、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知）第1に規定する産地強化計画をいう。）、果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知）第1に規定する果樹産地構造改革計画をいう。）等の産地振興を図る他の計画等との整合を図ることとする。

2 プログラムの成果目標

- (1) プログラムの成果目標については、本事業の対象品目及びその加工品の事業実施地区全体の販売額（消費税相当額を除く。以下同じ。）とし、成果目標とする販売額は原則として1億円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とする。

ただし、加工品の販売を行わない場合には、成果目標とする販売額は、対象品目の販売額が原則として2千5百万円以上かつ事業実施前の販売額の110%以上とす

る。

- (2) プログラムの目標年度は、新規にプログラムの承認を受けた年度から5年以内とする。

ただし、地域で新規に取り組む作物又は果樹については8年以内、茶については7年以内、畜産物については6年以内とする。

3 プログラムの承認

- (1) コンソーシアムは、1及び2により策定したプログラムを都府県にあっては地方農政局の地域センター（以下「地域センター」という。）を、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域外の区域、沖縄県にあっては、直接。以下同じ。）、地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)によりプログラムの承認を行うに当たっては、当該承認を受けるコンソーシアムに対し、別紙様式2号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外のコンソーシアムに対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

- (3) プログラムの変更は、(1)に準じて行うものとするが、成果目標の引下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。また、新たな取組を追加して実施する場合には成果目標を上方修正するものとする。

なお、コンソーシアムの構成員（生産者に限る）の追加については、地方農政局長への届出のみで足りるものとする。

- (4) 要綱第5の2の(1)に規定する生産局長への意見照会については、プログラムに記載された成果目標の水準等について行うものとする。

この場合にあっては、生産局長は要綱第5の2の(2)に規定する選定審査委員会を開催し、地方農政局長に審査結果を通知するとともに、地方農政局長は当該審査結果に基づき、要綱第5の2の(3)の承認を行うものとする。

ただし、公募において、外部有識者等で構成される委員会の審査を経たものは、当該意見照会を行ったものとみなす。

4 プログラムの実施状況の報告

- (1) コンソーシアムはプログラムの実施状況について、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、別紙様式第3号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

- (2) 地方農政局長は、(1)の実施状況の報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合等には、コンソーシアムに対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

5 プログラムの評価

- (1) コンソーシアムは、プログラムの達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号により目標年度の翌年度の7月末日までに都府県にあっては地域センターを、

北海道にあつては北海道農政事務所を経由して、地方農政局長に報告するものとする。

(2) 地方農政局長は、(1) の評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、コンソーシアムに対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1) により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別紙様式第5号によりその評価を行うものとする。

なお、事業評価にあたっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じコンソーシアムから聞取りを行い、評価結果をとりまとめることとする。

(4) 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。

(5) 地方農政局長は、事業評価の結果について、別紙様式第5号により速やかに公表するものとする。

(6) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長はコンソーシアムに対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別紙様式第6号により提出させるものとする。

(7) 地方農政局長（生産局長を除く。）は、(6) により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

(8) 地方農政局長は、当該取組終了後、コンソーシアムに対し再度事業評価シートを提出させるものとする。